

愛知県立大学付属図書館蔵

慶長書写『平家物語』翻刻 卷第十一

近藤政美

本稿は愛知県立大学付属図書館蔵の慶長書写『平家物語』（巻第十一）の本文を翻刻したものである。

本書の整理番号は、貴913・4—45、一二巻中の一一巻（巻第三を欠く）、巻第四以降の末尾に「喜福内匠助、慶長拾年八月吉日」という識語がある。

本文の右傍に記す。

六 見せ消ち・書き損じなどの文字は、右肩に*印を付す。

七 换われている文字は、補入すべき箇所を○印で示し、その右傍に記す。

八 漢字は、印刷の便宜上、現代通用の字体（常用漢字体）・JIS漢字体などに改めたものもある。

凡例

一 原本を忠実に翻刻することを期した。

二 丁数は本文の始めを一とする。各丁の表裏の初めに丁数とオ（表）・ウ（裏）、各行の初めに行数を記す。

三 目次には、前項にしたがって、丁・表裏・行を補う。

四 句読点は記されていない。便宜上、添える。

五 朱で記された振り仮名・捨て仮名・濁点・校異の語句などは、

の括弧内に示した。

例 柏 ↓ 舶、 慄 ↓ 慰、 頸 ↓ 頸、

處 ↓ 処、 躯 ↓ 体、 𩫑 ↓ 候、

九 変体仮名・合字も現代通用の字体に改める。

例 里（里）↓ り、 阿（阿）↓ あ、 多（多）↓ た、

帝（帝）↓ て、 也（也）↓ トモ、 ナ（ナ）↓ シテ、

一〇 誤字の訂正は、本行の文字の右傍、または振り仮名の次の

の括弧内に示した。

例 表^{アワレ}(下合れ)、千^チイロ^{イロ}(イロ)、色、

平家十一巻之目録

1 高	一	高野辰之氏旧蔵本(通称「高野本」、東京大学国語研 究室蔵)
2 竜	二	竜谷大学付属図書館蔵本
3 米	三	米沢市立図書館蔵本
4 内	四	内閣文庫蔵本
5 下	五	下村時房刊本(大東急記念文庫蔵)

一 逆櫓	一	一オ 2
二 大坂越 (勝浦)	二	七オ 7
三 屋嶋軍 (継信最後)	三	十四オ 4
四 那須与一	四	二十一オ 6
五 弓流	五	二十五ウ 2
六 志渡合戦	六	三十 ウ 7
七 鶴合	七	三十六オ 1
八 遠矢	八	四十二ウ 8
九 先帝身投	九	四十七ウ 4
十 能登殿最期	十	五十 ウ 5
十一 内侍所都入	十一	五十六ウ 2
十二 一門大路被渡	十二	六十一オ 5
十三 鏡	十三	六十六オ 1
十四 文沙汰	十四	六十九ウ 1
十五 副将	十五	七十一ウ 8
十六 腰越	十六	七十七ウ 3
十七 大臣殿被斬	十七	八十三オ 1

逆櫓一

○元暦二年正月十日ノ日の日、九郎大夫、判官義経院参して、大蔵卿泰経朝臣をもて奏聞せら
れけるは、「平家は神明にも被放奉り、君にも
被捨まいらせ、帝都を出、浪の上に漾落人
となれり。然を此三ヶ年か間不責落して
多の国々を被塞事、口惜候へは、今度於義
經鬼界・高麗・天笠・震旦テハまても、平家を攻
たりければ、法皇大に御感あて「相構て夜
落さらん間は、王城へ不可帰」由、奏聞せられ
を統テニ日て勝負を決すへし」と被仰下。判官
宿所に歸て東國の侍共に向て宣ひけるは
「今度義経院宣を承て鎌倉殿の御代官
として平家を可攻亡フカ。陸は駒の足のかよはん
を限、海は櫓舵ロカイのたん所迄可責行。少も
子細を存せん人ハシは是より鎌倉へ早トヨく可
被帰」とこそ宣けれ。去程に八嶋には隙行駒の
足疾ハヤクして、正月もたち、二月にも成ぬ。春の草
くれて秋の風に驚、秋の風歇て、又春の草
都を立て、是も摂津国、神崎より兵船を揃
になれり。送迎て既三年に成けり。去程に
平家讃岐八嶋へ渡給て後も東国より荒
手の軍兵数万騎都に付て、攻下共聞し。
又、鎮西より、臼杵・戸次・松浦党同心して押渡
共聞えけり。彼を聞、是を聞にも、唯驚耳肝
北政所、二位殿以下の女房達、よりあひ給て、「我
方様にいかなる憂目をかみんすらん。いかなる憂
事をか聞すらむ」と歎あひ悲しみ表アワレ_(下合)けり。新
中納言知盛卿の宣けるは、「東国・北国の凶徒
等も随分蒙重恩タリシカ共、忘恩、変契シテ頼
朝・義仲等に隨き。西国とてもさこそはあらん
すらめと思しかは、只都の内にていかにもならせ
給へとさしも申つる物を。わか身一の事ならね
は心弱ハムカ、あくかれ出て、今日はかゝる浮日をみる口
惜さよ」とそ宣ける。誠に理りとおほえて
哀也。去ほとに、二月三日の日、九郎大夫、判官義
経、都を立、摂津国、渡辺より船そろへして
八嶋へ既寄トス。兄の三河守範頼も、同日に
都を立て、是も摂津国、神崎より兵船を揃

8 て山陽道へ趣^{スル}とす。同十日^{ノ日}、伊勢・石清水へ官幣使を被^レ立。「是は主上并^ニ三種神器事ゆへ
3 なふ都へ帰入可奉」由、神祇館官人、諸社司
3 本宮・本社にて祈誓可^レ申由仰下さる。同十六日、
4 渡辺・福嶋両所にそろへたりける舟共の纜
5 既欲^ス解。折節北風木を折^テ烈吹ければ
6 大浪に舟共打損さ、れて不及^ス出。其日は修理
7 の為に留ぬ。渡辺には、東国の大名・小名寄合
8 紿て「船軍の様は未^タ調練。いか^クすへき」と評
四オ1 定す。梶原申けるは、「今度の合戦には、舟に
2 逆櫓をたて候はや」。判官、「逆櫓とはなんぞ」。梶原、
3 「馬はかけんと思へは懸^{カツ}、ひかんと思へは引、弓手
4 へも馬手へも廻しやすふ候。舟は左様の時
5 きとをしまはすか、大事に候へは、舳艤に櫓を
6 たてちかへ、わいろを入れ、となたへも安ふをし
7 巷すやうにし候は^スや」と申たりければ、判官、
8 「先門出のあしさよ。軍には一引もひかしと
思ふたにもあはひあしければ、曳はつねの習
四ウ1 也。ましてさ様に逃儲^{ハシ}したらんになしかばよかる
3 へき。殿原の舟には逆櫓をたてう共、かへ

4 さま櫓をたてう共、百丁千丁もたて給へ。
5 義経は只もとの櫓にて候はん。」と宣は、梶原重て
6 申けるは、「好大將軍と申はかくへき所をかけ、
7 引へき處をは引、身をまたうして敵を亡^ス」
8 を以^テ好^キ大將軍とはする候。さやうにかたをもむき
なるをは猪武者とて好にはせず」と申は、判官、
五オ1 「猪・鹿^{カブ}」は不知。軍は只平攻に攻て勝^{カツタル}そ心ちは
2 3 好^イと宣へは、東国の大名・小名、梶原に恐
て高

4 くはわらはね共、目引鼻引、き^クめきあへり。其
5 日判官と梶原と、とし軍既せんとす。され共
6 軍はなかりけり。判官、「舟共の修理して、新^アう
7 なたるに、「各二種一瓶して祝給へ、殿原」とて當
8 様にて、舟に兵糧米穀、物具入、馬たてさせて、
五ウ1 「舟とふ仕」と宣へは、水手梶取共申けるは、「順
2 風では候へ共、普通に過たる風にて候。沖はさそふ
3 るて候らん」と申ければ、判官大に怒^スて、「沖に
4 出ぬる舟の風こはければとて留るへきか。
5 野山の末て死^ス、海河におぼれてうするも、
6 皆是先世も宿業也。向風に渡らんとい

はゝこそ僻事ならめ。順風なるか少こはけ

8 れはとて是程の御大事に舟不仕とは争

六オ1 申そ。船とう仕れ。不仕はしやつ原共一々に射

2 ころせ、者共」と宣は、奥州の佐藤三郎兵衛嗣

3 信、同四郎兵衛忠信、江田源三、熊井太郎、武藏

4 房弁慶など片手矢はけて、「御詫であるぞ。

5 舟とう仕れ。仕らすはしやつはら一々に射こ

6 ろさん」とて馳廻間、水主・楫取共「射殺れん

7 も同事、風こはくははせしにゝも死や、者共」

8 とて、二百余艘の中より只五艘出てそ馳

六ウ1 ける。五艘の舟と申は、先判官の舟、田代冠

2 者の舟、後藤兵衛父子、金子兄弟、淀江内忠

3 俊とて舟奉行の乗たる舟也けり。残りの

4 舟共は、梶原に恐るか風にをつるかして、出さり

5 けり。判官、「人の出ねはとて留るへきに非す。

6 たゞの時は敵も恐て用心すらん。かかる大風・

7 大浪に、思もよらぬ所へ寄てこそ思ふ敵をは

8 うたんすれ」とそ宣ける。判官、「各の舟に箒な

七オ1 ともひそ。火数多みえは、敵も恐て用心してす。

2 義経か舟を本舟として、ともへの箒をまほれ」

3 とて終夜渡るほどに、三日に渡る所を唯三

4 時計に渡けり。二月十六日の丑刻に摂津

5 国渡辺・福嶋を出て、明る卯刻には阿波の

6 地へこそ吹付たれ。

勝浦 二

7 ○明ければ、渚には赤旗少々ひらめいたり。判

8 官、「すはや、我らかまうけをはしたりけるは。渚

七ウ1 ちかふなて馬おろさんとせは、敵の的に成ていら

2 れなんす。渚へ不付先に、舟共踏傾く馬共

3 追下く、船に引付く泳かせよ。馬の足立鞍

4 つめひたるほどにもならは、ひたくと打乗て懸

5 よ、者共」とそ下知せられける。五艘の舟に兵糧

6 米積、物具入たりければ、馬只五十余疋そ立

7 たりける。如^ノ条渚近ふ成しかは、舟共踏傾く

8 馬共追下く、船に引付く、泳かす。馬の足

八オ1 鞍つめひたる程にも成しかは、ひたくと打乗

2 て、判官五十余騎おめいて先をかけ給へは、

3 渚に百騎計ひかえたる兵共しはしもたまらず

4 二町ばかりさと引てそのきにける。判官渚に

5 うたて馬の息休ておはしけるか、伊勢三郎

6 義盛を召て、「あの勢の中にさりぬへき物や
 7 有。一人具して参れ。尋へき事有」と宣は義
 8 盛畏承て、只一騎、百騎計か中へ懸入て何とか
 ハウ1 云たりけん、年の齢四十計なる男の、黒皮威
 2 の鎧きたるを、甲ぬかせ、弓の弦弛させて具て
 3 参たり。判官、「あれは何者そ」と宣へは、「当國住
 4 人、坂西近藤六親家」と名乗申。判官、「何家
 5 にてもあらはあれ、是より八嶋の案内者にくせん
 6 するそ。しやつに目なはなひそ。物具なぬかせそ。
 7 逃て行は射殺せ、者共」とそ下知せられける。
 8 判官親家を召て、「是をは何と云そ」と問給へは、
 ハウ1 「勝浦候」。判官笑て、「色代な」と宣は、「一定かつ
 2 うら候。下鶴の申安まゝに、かつらと申候へ共、
 3 文字には勝浦と書て候」と申。「是聞給へ、殿
 4 原。軍しに向義経か、勝浦に付田出さよ」とそ
 5 宣ひける。判官、近藤六を召て、「此辺に平家
 6 のうしろ矢可レ射仁は誰か有」。「阿波民部重能
 7 か弟、桜間介能遠とて候」「いさゝらは、けちらし
 8 てとをらむ」とて、近藤六か勢百騎計が中より

九ウ1 馬や人をすべて三十騎計、我勢にこそ具

2 せられけれ。能遠 能遠か城にをしよせて見
 3 給へは、三方は沼、一方は堀也。堀の方よりをし
 4 よせて時をとゞそつくりける。城の内の兵共、矢
 5 先を揃てさしつめ引つめ散々に射けれ共、
 6 源氏の兵共是を事共せず、甲のしころをかた
 7 ふけ、堀をこえ、おめき叫て攻入り。能遠叶
 8 はしとや思劍、家子・郎等共にふせき矢射させ、
 ハウ1 我身は究竟の馬をもたりければ、それに打
 2 乗て希有にして落にけり。判官ふせき
 3 矢射ける兵共廿余人か頸切懸、軍神に
 4 祭り、悦の時をつくり、「門出よし」とそよろこは
 5 れける。判官、親家を召て、「是より八嶋へはい
 6 く日路そ」と問給へは、「二日路て候」と申。「當時八
 7 嶋に勢いかほど有らん」「千騎には過候はし」。
 ハウ1 「などすくなひそ」「か様に四国のうらく嶋くに
 2 五十騎百騎つゝさしをかれて候。其上、阿波民部
 3 重能か嫡子、田内左衛門尉教能は、伊与河野
 4 四郎か召共まいらぬを攻とて、三千余騎で
 4 伊与へ越て候」と申す。「扱はよひ隙こさんなれ。敵

の

5 不^レ聞先に寄よや」とて、懸足になつ、あゆませつ、

6 馳つ、ひかえつ、阿波と讃岐の塙なる大坂越と

7 云山を、よもすからこそ被^レ越けれ。其夜の夜半

8 ばかりに、判官、たて文もたる男に行逢たり。此

十一オ1 男、夜の事ではあり、敵とは夢にも不^レ知、御方

2 の兵共の八嶋へ參とや思劍、打解て物語を

3 そしむたりける。判官、「是も八嶋へ參るか、案内

4 を不^レ知そ。しんしよせよ」と宣は、此男、度^{タク}參

5 て案内能存知して候」と申。判官、「其文は何く

6 より何方へまいらせらるゝそ」と宣は、「是は京より

7 女房の八嶋の大臣殿へまいらせられ候」と申。「何事

8 なるらむ」と問給へは、「よも別の事では候はし。源

十一ウ1 氏既淀河尻に出浮て候へは、其をこそつけ

2 被申候らん」。判官、「けにさそ有らん。あの文はへ」

とて、

3 もたる文うはひとらせ、「しやつからめよ。罪作に

4 頸なきつそ」とて、山中の木にしほり付てそ

5 被^レ通ける。判官、扱此文を開て見給へは、誠に

6 女房の文とおほしくて、「九郎はすゝときおのこ

7 にて侍へは、かゝる大風・大浪をもきらはす、よせ

8 侍ぬと覺侍ふ。相構御勢共ちらさせ給はて、

十二オ1 能^{タメ}御用心せさせ給へ」とそかゝれたる。判官、「是

は

2 義経に天のあたへ給ふ文や。鎌倉殿にみせ申

3 さん」とて、ふかふおさめてそをかれける。明十八日、

4 讃岐國ひけたと云所を打下て、人馬の息

5 をそ休ける。其より白鳥・丹生屋打過くハ

6 嶋の城へそ寄給ふ。判官又親家を召て、「是

7 より八嶋のたちのやうはいかやうなるそ」と問給へ

8 は、「しろしめさねはこそ候へ、無下にあさまに候。

塙

十一ウ1 の干候時は陸と嶋との間は馬のふと腹もつ

2 かり候はす」と申す。判官、「敵の聞ぬ先に寄よや」

3 とて、高松の在家中に火をかけて八嶋城へよせ

4 給ふ。去ほどに八嶋には阿波民部重能の嫡

5 子、田内左衛門教能、伊予河野四郎か召とも

6 不^レ参を攻とて、其勢三千余騎にて伊予へ

7 越たりけるか、河野をは打もらしぬ。家子・郎等

8 に^{*農入(下ノナシ)}百五十人か頸取て八嶋の大裏へ參らせたり

けるに、「内裏にて賊首の実檢不^レ可^レ然」とて

十三オ1

2 大臣殿の御宿所にて頸共実檢しける処に、
3 物共、「高松の在家より火出来たり」とてひし
4 めきけり。「ひるて候へは、手あやまちて ○ 候はし。
敵
5 の寄て火を懸たると覚候。定て大勢でそ
6 候らん。取籠られては叶候まし。とうくめされ
7 候へ」とて、惣門の汀に付双たる舟共に我先
8 とそ乗給ふ。御所の御舟には女院・北政所・二
位殿以下の女房達被召けり。大臣殿父子は
12 ひとつ舟にそ乗給ふ。其外の人々は思々に
3 取乗て、或は一町計、或は七八段、五六段など
4 潛出したる処に、源氏の兵共ひた甲七八拾
5 騎、惣門の渚につと出来たる。塩干渴の折節
6 塩干盛成けるに、馬のからすかしら、ふと腹に
7 たつ所も有。其より淺き所も有。けあくる塩
8 のかすみと共にしくらうたる中よりも白旗を
十四オ1 さとさし上たれは、平家は運尽て大勢とこそ
2 見てけれ。判官、敵に小勢とみえしと、五六騎、
3 七八、十騎計、打むれく出来たる。

嗣信最後 三 (屋島軍)

4 判官其日の装束には、赤地錦直垂に
5 紫すそこの鎧きて、鍔形うたる甲の緒を
6 しめ、金作の太刀を帶、廿四さいたるきりふの
7 矢負、滋藤弓の真中にきて、沖の方をにら
8 まへ、大音声をあけて「一院の御使、檢非違 ○
十四ウ1 五位尉源義経」とこそ名乗たれ。次に名乗
2 は、伊豆国住人田代冠者信綱、武藏国住
3 人金子十郎家忠、同与一親範、伊勢三郎義
4 盛とぞ名乗たる。つゝるて名乗は、後藤兵
5 衛実基、子息新兵衛基清、奥州佐藤三
6 郎兵衛次信、同四郎兵衛忠信、江田源三、熊
7 井太郎、武藏房弁慶など云、一人当千の兵
8 共、こゑくになので馳來。平家の方には是
十五オ1 をみて「あれ射どれやく」とて、或は遠矢に射
2 舟もあり。或は指矢に射る舟も有。源氏
3 の兵共是をことゝもせず、弓手になしてはいて
4 通り、馬手になしてはるてとをる。あけをひ
5 たりける舟共の陰を馬やすめ所にして、
6 おめき叫て攻戦。後藤兵衛実基はふる兵
7 にて有ければ、磯の軍をはせず、先内裏に乱

8 入、手々に火を放て、片時の煙と焼払。大臣

十五ウ1

殿、侍共に、「源氏か勢いかほと有そ」と問給へは、

2 「よも七八十騎には過候はし。」「あな心憂。髪の

3 すちを一すちつゝ分て取共、此勢にはたる

4 ましかりつる物を。中に取籠て不討して、

5 あはてゝ舟に乗、内裏を焼せぬる事こそ

6 安からね。能登殿はおはせぬか。陸に上て一軍

7 し給へかし」と宣は、「承候」とて、越中次郎兵衛

8 盛次を先として、五百余人、小船共に取乗て、

十六オ1 焼払たる惣門の前の汀にをしよせて陣を

2 取。判官八十余騎、矢比によせてひかえたり。

3 越中二郎兵衛、舟の屋形に立出、大音声

4 をあけて「抑先に名乗給つるとは聞つれ

5 共、海上遙に隔て、其仮名・実名不分明。今

6 日の源氏の大將軍は誰人でますそ。

7 名乗り給へや」と云ければ、伊勢三郎あゆませ

8 出て「あなこともろかや。清和天皇より十

代の御末、鎌倉殿の御弟、九郎大夫判官殿

2 そかし。盛次、「さる事有。一とせ平治の合戦に

3 打負、父討れて後、みなし子にて有しか、鞍

十六ウ1

2 入、手々に火を放て、片時の煙と焼払。大臣

3 すちを一すちつゝ分て取共、此勢にはたる

4 馬の児し、後には金商人の所従になり、糧

5 料背負て奥州のかたへ落まとひし、其

6 小冠者か事か」とそ云ける。義盛、「舌のやはら

7 かなるまゝに君の御事な申そ。さいふわ人共

8 こそ、砥浪山の合戦に打負、北陸道にさま

十七オ1

2 よひ、からき命生つゝ、乞食して上たりし人

3 か」とそ云ける。盛次重て、「君の御恩にあきみち

4 て、何の不足さに乞食をはすへき。さいふわ

5 人共こそ伊勢国鈴鹿山にて山たちし、我身

6 も過、所従をも過とは聞しか」と云ければ、金子、

7 十郎家忠進出、「無詮殿原の雜言哉。我も

8 人も、空事云付て雜言せんには、誰かはを

9 とるへき。こそその春、摂津国一谷にて武藏・

10 相模の若殿原の手なみのほとをはみてん物

11 を」と云處、弟の与一親範そはに有けるか、いわ

12 せもはてす、十二束二ふせ、よひるてひやうと

13 放。越中次郎兵衛か鎧の胸板にうらかく

14 程にそ立たりける。扱こそ互の詞戦はやみに

15 けれ。能登殿「船軍は様有物そ」とて、鎧直

16 垂をは着給はす、唐巻染小袖に唐綾威、

17 打負、父討れて後、みなし子にて有しか、鞍

十六ウ1

十八オ 1 鎧きて、いか物作太刀を帶、廿四さいたるたかう
すへうの矢負、滋藤^義弓を持給へり。王城^一のつ
よ弓・精兵にておはしければ、矢さきにまはる
物、射とをされすと云事なし。いかにもして源
氏の大将軍、源九郎義経を只一矢に射落
さんとねらはれけれ共、源氏の方にもさきに
心得て、奥州佐藤三郎兵衛嗣信・同四郎兵
衛忠信・江田源三・熊井太郎・武藏房弁慶
など云、一人当千の兵共、馬頭を一面に立双
大将軍の矢面に馳ふさかりければ、力及給
はす。能登殿、「そこのき候へ、矢面の雑人原」と
て、さしつめ引つめ散々に射給へは、矢庭に
鎧武者十騎計射落さる。中にも、真前に
進たる奥州佐藤三郎兵衛嗣信か、弓手
の肩より馬手の脇へつと射ぬかれ、しはしも
たまらす、馬よりさかさまに百と落^{トウ}。能登殿
の童に、菊王丸と云大力の剛者、萌黄威
腹巻に、三枚甲の緒をしめ、打物の鞘をはつし、
三良兵衛か頸をとらんと走かゝる。弟の四良
兵衛忠信そはに有けるか、兄の頸をとらせ

十九オ 1 4 しと、よつひゐてひやうと放。菊王丸かく
さすりのはつれを、あなたへつと射ぬかれて
6 犬るに倒ぬ。能登殿是を見給て、左の手に
7 弓を持ながら、右の手にて菊王丸を捉て
8 舟へからりとなけられたり。敵に頸はとら
れね共、痛手なれは死にけり。此童と申は、
越前三位通盛卿の童也。然を三位うたれ
2 越前三位通盛卿の童也。然を三位うたれ
3 後、能登守にそつかはれける。生年十八歳
4 とそ聞えし。能登殿此童を討せて、余に
5 哀に思はれければ、其後は軍もし給はす。
6 判官は奥州佐藤三良兵衛を陣の後
7 に昇入させ、急馬より下、手を取て、「いかゝ覚
8 る」。三郎兵衛、息下にて申けるは、「今はかうに
二十九オ 1 覚候」。「思置事はなきか」と宣は、「別に何事をか
2 思置候へき。さは候へ共、君の御世にわたらせ給
3 はんを見まいらせすして死に候こそ、心にかゝり
4 候へ。さ候はては、弓矢取の敵の矢に當て死
5 なん事、元より期する処て候。就中『源平
6 の御合戦に、奥州佐藤兵衛次信と云けん
7 者、主の命に代て讃岐国八嶋の磯にて

8 被討にき』と、末代の物語に申されん事、弓

二十ウ1 矢取身には、今生の面目、冥途の思出なる

2 へし』とて、只よはりにそよはりける。判官も鎧(ママ)

3 のそてを顔に押当て、さめくとそ泣れける。

4 良(高辺)あて「此程(タキ)に貴僧や有」とて、一人尋被(シテ)出

5 たり。「只今死ぬる手負に一日経書(ヨウシキ)て吊給

6 へ」とて、黒馬のふとうにたくましきに、よひ鞍

7 をきて、彼僧にそたひにける。此馬は判官

8 五位尉になられし時、是をも五位にして大夫

二十一オ1 黒とよはれし馬也。一の谷の後、ひえとりこえ

2 をも此馬にてそおとされける。弟の四郎兵衛

3 をはしめて、是をみる侍共みな涙を流て、

4 「此君の御為に命をうしなはんこと、全

5 露塵程も不レ惜」とそ申しける。

那須与一 四

6 さるほとに、阿波・讃岐に平家を背て、源

7 氏を待ける兵共、あそこのみね、此洞(カニ)より十四

8 五騎、廿騎計馳来ほとに、判官程なく

二十一ウ1 三百余騎に成給ぬ。「今日は日暮ぬ。勝負を

2 決すへからす」とて引退處に、沖より尋常に

3 かさたる小船を一艘、汀へ向てそ漕ける。渚

4 より七・八段計に成しかは、舟をよこさまに

5 なす。「あれはいかに」とみる処、船の中より年

6 の齢十八九計なる女房の、柳の五きぬに紅

7 の袴きたるか、みなくれるなるの扇の日出したる

8 を舟のせかいに夾立て、陸へ向てそ招ける。

二十二オ1 判官、後藤兵衛実基を召て、「あれはいかに」

2 と宣は、「射よとにこそ候め。但大將軍矢

3 面に進て傾城を御覽せらる所を、手

4 たれにねらふて射落との謀と覚候。さは候へ

5 とも、扇をは射させらるへうや候らん」と申ければ、

6 判官、御方に射つべき「は誰か有」。「上手共多

7 候中に、下野国住人、那須太郎資高か子、

8 与一宗高こそ、小兵て候へ共、手きゝて候へ」。【證

二十二ウ1 抱はいかに」と宣は、「かけ鳥などを争(アラカウ)て三に

2 二は必射落候」と申。「さらはよへ」とてめされけり。

3 与一、其比は未廿ばかりの男也。(ヤノコ)かちに赤地、

4 錦をもて壬(ヲウクヒ)・祛(ハタツチ)いろへたる直垂に、萌黄匂

5 の鎧きて、足白の太刀を帶、廿四さいたるきり

6 ふの矢負、うすきりふに鷹の羽わり合て

7 はいたりける、ぬための鏑をそ差添たる。滋藤、

8 弓脇にはさみ、甲をはぬいて、たかひもにかけ、

二十三オ1 判官の御前に畏。「いかに宗高、あの扇の真中

2 射て、敵に見物せさせよかし」。「仕^{ツカマツ}共存候はす。

3 是を射損し候程ならは、なかき御方の弓矢

4 の御きすにて候へし。一定仕^{ツカ}らんする仁に可^{ハタ}

5 被^レ仰付や候^ラん」と申ければ、判官大に怒て、

6 「鎌倉を立て、西国へ向はん人^々は義経か命

7 を背へからす。少も子細を存せん人^々はこれ

8 よりとうく鎌倉へ可^レ被^レ帰」とこそ宣けれ。

二十三ウ1 与一、重て辞せはあしかりなんとやおもひけん、

2 「御詫て候へはつれんをはしり候はす。仕^{ツカ}てこそ

3 見候はめ」とて、御前罷立。黒馬のふとうたく

4 ましきに、まろほやすたる金覆輪の鞍を

5 をきてそ乗^タりける。弓取なをし、手綱搔^{カイ}

6 くて、汀へ向てそ歩^{カセ}ける。御方の兵共、与一か後

7 を遙に見送て、「一定此若者、仕^{ツカ}と覚候」と

8 申ければ、判官もよに頼しけにそ見給ける。

二十四オ1 矢比少^{アワイ}遠かりければ、海の中一段計打入

2 たりけれ共、扇の交猶七段計は有^ラむとこそ

3 見えたりけれ。比は二月十八日酉刻計の事なる

4 に、折節北風はけしくて、いそうつ浪も高かりけり。

5 舟は蕩上蕩坐漾は、扇も串にさたまらす

6 閃^{ヒラメイ}たり。奥には平家、舟を一面に双て見物す。

7 陸には源氏、轡^{スハ}を並て是をみる。何れもく

8 晴ならすと云ことなし。与一日を瞑て、「南無八

二十四五1 幡大菩薩、別而是我國神明、日光權現、宇

2 都宮、那須湯泉大明神、願はある扇の真

3 中射させてたはせ給へ。是を射損する程

4 ならは、弓切折自害して、人に二度面を向へ

5 からす。今一度本国へ向へんと思食は、此矢

6 はつさせ給ふな」と心のうちに折念して、目を

7 見開たれば、風もすこし吹よはて、扇もいよ

8 けにそ成たりける。与一、鏑を取てつかひ、よひ

9 いてひやうと繹。小兵といふちやう、十二束三

ふせ、弓はつよし、鏑は浦響程に長鳴して、

3 不^レ誤^{アヤマタス}扇の金日際^{キハ}一寸計をひて、ひふつとそ

4 射切^タる。鏑は海へ入ければ、あふきはそらへそ

5 あかりける。春風に一^(下接)接^(下接)もまれて海へ

6 さとそ散^タりける。皆紅の扇の日出したるか、

7 ゆふ日の耀に、しらなみのうへに漾、浮ぬ沈ぬ
8 被蕩ければ、奥には平家、舷を扣て感たり。

二十五ウ1 陸には源氏、えひらを扣てとよめきけり。

弓流 五

○感に不堪とおほしくて、平家の方より、年

3 の齡五十計なる男の、黒革威鎧たりける

4 か、白柄の長刀もて、扇たてたる所に立て舞

5 しめたり。伊勢三郎義盛、与一の後にあゆま

6 せよて、「御説て有そ、仕」と云ければ、今度はなか

7 さしとてつかひ、よひるてまた、中をひやう

8 つはと射て、船底へ倒に射倒す。「あ、射たり」

二十六オ1 と云者もあり。「いやく無情」と云者も有けり。

2 今度は平家の方には音もせず。源氏の方

3 には又鞆を扣てとよめきけり。平家是

4 を無本意とや思けん、弓持て一人、楯つる

5 て一人、長刀もて一人、武者三人渚にあかり、

6 「爰をよせよや」とぞ招たる。判官、「馬つよ

7 からん若党共、馳寄てけちらせ」と宣へは、

8 武藏國住人、みをのやの四郎、同藤七、同十郎

二十六ウ1 上野國住人、丹生四良、信濃國住人木曾、

2 中次、五騎つれておめひてかく。楯のかけより、

3 ぬりのに黒ほろはいたる大の矢をもて、先ま

4 先に進たるみをの屋の十郎か馬の左のむな

5 かいつくしを筈のかくるゝ程にそ射こうたる。

6 屏風を返様に馬はとうと倒れは、主は弓

7 手の足をこえ、馬手の方へ下立て、頓太刀を

8 そ抜たりける。楯のかけより、^{(下)太}長刀もたる男

一人打振て懸ければ、みをのやの十郎、小太刀、

大長刀に叶はしとや思けん、かいふて逃けれ

3 は、頓つゝるて追懸たり。長刀にてなかんす

4 るかとみる処に、さはなくして長刀をば弓手

5 の脇にかいはさみ、馬手の手をさしのへてみ

6 をのやの十郎か甲のしころをつかまふとす。つか

7 まれしと逃^ル。三度つかみはついて、四度のたひ

8 に、むすと捉^ム。しばしそたまでみえし、鉢付のいた

よりふつとひきてそ逃たりける。みをのや

2 の十郎は御方の馬の陰へ逃入^ツて、いきつき

3 るたり。残り四騎は馬をおしうてかけす、見物

4 してそるたりける。敵は追てもこす、白柄長刀

5 杖につき、かふとのしころを高く差上、大音声

6 をあけて、「遠からん者は音にも聞、近からん人
7 は目にもみ給へ。是こそ京童のよふなる上総、
8 悪七兵衛景清よ」と名乗捨てそ帰ける。平

二十八オ1 家は是に心ちをなおし、「悪七兵衛うたすな、
2 つけや。景清うたすなつけ」とて、二百余人
3 渚にあかり、楯をめん鳥羽につき双、「こゝを寄
4 よや」とそ招たる。判官、「安からぬ事也」とて、伊
5 勢三郎義盛、奥州佐藤四郎兵衛忠信

6 を先に立、後藤兵衛父子・金子兄弟を弓手・
7 馬手に立、田代冠者を後に立、判官八十余騎
8 おめひて先をかけ給へは、平家の方には馬に
乗たる武者は少、大略歩武者なりければ、
二十八ウ1 馬に不被當とさと引退、皆舟にそ乗にける。
2 樵は算を散したるやうに散にかけなされぬ。
3 源氏の兵共勝にのて馬のふと腹つかる程に
4 打入く攻戦。舟の内より熊手をもて、判官
5 の甲のしころにからりくと二三度打かけられ
6 は、御方の兵共太刀・長刀の先にて打はらひく
7 責戦。判官いかはせられ劍、弓を被懸落ぬ。
8 うつむき、鞭をもて、搔よせて、とらうくとし

二十九ウ1 れ共、終に取て咲てそ被帰ける。おとな共つま
け
2 給ふへき御たから成共、御いのちにはかへさせ
3 はしきをして、「あな心憂や。千疋・万疋にかへさせ
4 5 給ふへき御たから成共、御いのちにはかへさせ給へ
6 きか」と云ければ、判官、「弓の惜さにとらはこそ。
7 義経か弓といは、二人しても張、もしさ三人
8 しても張、叔父為朝か弓のやうならは、態も落
てとらすへし。庭弱たる弓を敵の取もて、『是
こそ源氏の大将軍、源九郎義経か弓よ』
二十九ウ2 など嘲弄せられん事か口惜ければ、命かへ
3 て取そかし」と宣は、皆又(高人)是を感じけり。一日
4 戰暮し、夜に入ければ、平家の船は沖に浮。
5 源氏はむれ・高松の中なる野山に陣をそ
6 取たりける。源氏の兵共此三日か間は不レ臥け
7 り。一昨日渡辺・福嶋を出て、大浪に被瀆
8 てまとろます。昨日阿波國勝浦につるて、
三十 オ1 軍して、終夜中山越、今日又一日戦暮し
1 たりければ、みなつかれはて、或は甲を枕にし、
2 或は鎧袖、鞍などを枕にして、前後とも不知そ

5 臥たりける。され共其中に判官と伊勢三郎
6 はねさりけり。判官は高所にのほりあかり、
7 敵やよすると遠見して居給へは、伊勢三

三十一ウ1 郎はくほき所に隠るて、敵よせは先馬の
2 ウ1 ふと腹いんとて待かけたり。其夜平家の
3 方には、能登殿を大将軍にて、源氏を夜討

4 にせんとしたくせられたりしか共、越中次郎兵
5 衛と海老次郎と先陣をあらそふほとに、其
6 夜も空う明にけり。よせたりせは、源氏なにか
7 あらまし。よせさりけるこそ、攻の運の極なれ。

志度合戦 六

7 ○明ければ、平家は当国志度浦へ漕退。判
8 官八十余騎志度へ追てそ被懸ける。平家
三十一オ1 是をみて、「源氏は小勢ぞ。中に取籠て討
2 や」とて、千余人渚にあかり、源氏を中心に取籠
3 て、我討捕らんとそ進ける。去ほどに、八嶋に
4 残留たる二百余騎の勢共、をくれ馳に
5 馳来る。平家是をみて、「あはや、源氏の大勢
6 のつゝいたるそ。被取籠ては叶まし」とて引
7 退、皆舟にそ乗にける。四国をは九郎判

三十一ウ1 8 官攻落されぬ。九国へは入られす。只中有の
2 衆生とそみえし。しほにひかれ、風にまかせて、
3 いつちをさす共なく被瀉行こそ悲しけれ。

4 判官、志度うちおりるて、頸共の実検
3 しておはしけるか、伊勢三郎義盛を召て、
5 「阿波民部重能か嫡子田内左衛門教能、伊与
6 の河野四郎かめせ共不参を攻とて、其勢
7 三千余騎て伊与へ越たりけるか、河野を
8 は討もらしぬ。家子・郎等百五十人か頸とて、
昨日八嶋の内裏へまいらせたりけるか、今日
三十一オ1 2 是へ付と聞。汝行向て、こしらへてみよ」と
3 宣は、畏承て、旗一流給はてさすまゝに、其
4 勢十六騎、皆白装束に出立て馳向。さる
5 程に義盛、教盛に行逢たり。あはひ一町計
6 を隔て、赤旗・白旗うたてたり。義盛使者
7 をもて云けるは、「且聞召ても侯らん。鎌倉殿の
8 御第九郎大夫、判官殿と申人、平家追討

三十一ウ1 3 の為に、西国へ御下候。其御内に伊勢三郎義
2 盛と申者にて侯か、大将に可申事あて、是迄
3 罷向て侯。軍合戦のれうに侯はねは、物具

4 をもし候はす。弓矢をも帶し候はす。只あけて
5 入させ給へ」といひければ、三千余騎の兵共
6 皆中を開てそとをしける。義盛、教能に打
7 双て云けるは、「且聞召ても候らん。鎌倉殿の御
8 第九郎大夫判官殿、院宣を承て平家追
三十三オ1 討の為に西国へ御下候。其御内に、伊勢三郎
2 義盛と申者にて候か、一昨日阿波國勝浦に
3 付て、御辺伯父桜間介殿討奉り候ぬ。昨日
4 八嶋の内裏へをし寄て、御所大裏焼払、
5 主上は海へ入せ給ぬ。大臣殿父子生捕奉〇り。
6 能登殿は御自害、其外の人々は、或は御自害、
7 或は海へいらせ給て候。余党の少く残つるをは
8 今朝志度浦にて皆討捕候ぬ。御辺の父阿
三十三ウ1 波民部殿は、降人にまいらせ給て候を、義盛か
2 預奉て候か、『あなむさんや、田内左衛門か是をは
3 夢にもしらすして、明日は軍して討れまい
4 らせんすらんむさんさよ』と終夜嘆給ふかいた
5 はしさに、それをしらせ奉らんか為に罷向て候。
6 此上は、甲をぬき、弓の弦を弛て降人に参、
7 父を今一度みまいらせんとも、又、軍してうた

三十四オ1 云ければ、田内左衛門、「且聞こと(高)も少もたかはす」
2 とて、甲を脱(ル)、弓の弦を弛て降人に参。大
3 将かかように成上は、三千余騎の兵共、皆如(ル)
4 此。纔に十六騎にくせられて、おめくと降人
5 にこそ成にけれ。義盛、判官の御前に畏て此
6 由申ければ、「義盛か策神妙也」とぞ感せら
7 れける。頓田内左衛門は、物具被召て、伊勢の
8 三郎にあつけらる。「扱、あの兵共はいかに」と宣は、
三十四ウ1 「遠國(ヨシ)の者共は、誰を誰とか思まいらせ候へき。
2 只世の乱をしつめて国をしろしめさんを君と
3 せん」と申。判官、「尤さるへし」とて三千余騎の
4 者共、みなわか勢にそくせられける。去程に渡
5 边・福島両所に残留たりける二百余艘の
6 船共、梶原を先として二月廿一日の辰刻計、
7 八嶋の磯にそ付にける。「西国をは九郎判官
8 攻落されぬ。今は何の用に逢へき。六日の菖
蒲、会に不逢花、いさかいはてゝのちきりきかな」とそ笑はれける。判官、都を立給て後、住吉の
3 神主長盛、都へ上り院参して、「去(スル)十六日の丑、

4 刻計、当社第三の神殿より鏑矢の声

5 出て、西を指て罷候ぬ」と申ければ、法皇大

6 に御感あて、御剣以下種々の神宝を長盛

7 して、住吉大明神へまいらせらる。昔神功皇

8 后、新羅を責させ給し時、伊勢大神宮

9 より二神荒御前^{アラミサキ}を差副^{シナフ}させ給けり。二神

10 御船のともへに立て、新羅を安^{アシ}攻^{ムツメ}したかへさせ

11 給けり。帰朝のゝち、一神を摂津国住吉の

12 郡にとゝまらせおはします。住吉大明神の

13 御事也。今一神は信濃国諏訪郡に跡を

14 垂。諏訪大明神、是也。昔の征伐の事を

15 思召忘給はすして、今も朝の怨敵を亡し

16 給へきにやど、君も臣もたのもしうそ被^ヒ思召^{シカ}ける。

鶴合 壇浦合戦 七

三十六ウ1 ○去程に判官は周防の地^(高)を渡て、兄の三

2 河守と一になる。平家は長門国ひく嶋にそ

3 付にける。源氏は阿^{(*}波)の国勝浦に付て、

4 八嶋の軍に打勝ぬ。平家はひく嶋に付と、

5 聞えしかば、源氏は同国をいつにつくこそふし

6 議なれ。又、紀伊国住人熊野別当湛増は、

7 平家重恩の身成しか、忽心かはりして、平

8 家へや参^ルべき、源氏へや参^ルべきと思けるか、

9 田辺今熊野に七日参籠申^シ、御神樂を

10 奏し、権現へ祈誓を致す。「但白旗に付」と

11 御託宣有しか共、猶うたかひをなしまいらせ

12 て、赤鶴^{チハ}七、白鶴^イ七、是をもて権現の御前

13 にて勝負をせさせけるに、赤鳥^{チヅル}一も不^レ勝、

14 皆負てそ逃にける。扱こそ源氏へ参^ルん

15 とは思定^{ヒテ}けり。一門の者共相催、都合其勢

16 二千余人、二百余艘の兵船に乗つれて、

17 若王子の御正体を舟に乘^セり、旗のよこ

18 かみには、金剛童子を書奉て、壇のうらへ

19 よするをみて、源氏も平家も共に拝し

20 たてまつる。され共源氏に付ければ、平家

21 興醒てそ思はれける。又、伊与^イ国住人、河野、

22 四郎通信、百五十艘の大船に乗つれてこ

23 き來り、是も源氏に付ければ、平家いと、

24 けう醒てそ思はれける。源氏の勢は重^カれは、

25 平家の勢は落^カそ行。源氏の舟は三千余

26 艘、平家の舟は千余艘、唐船少^ク、相交^マれ

27 家重恩の身成しか、忽心かはりして、平

28 家へや参^ルべき、源氏へや参^ルべきと思けるか、

29 田辺今熊野に七日参籠申^シ、御神樂を

3 り。去程に元暦二年三月廿四日の卯刻に、
4 豊前国田浦・門司・関、長門国赤間・カ・関、壇浦
5 にて、源平の矢合とそ定ける。其日、判官と
6 梶原とし軍既せんとす。梶原申けるは、
7 「今日の先陣をは 景時にたひ候へかし」。判官、
8 「義経かなくはこそ」。梶原、「まさなる候。殿は大
三十八オ1 将軍にて、ましく候物を」。判官、「それ思ひも
2 よらず。鎌倉殿こそ大将軍よ。義経は奉行を
3 承たる身なれば、たゞわ殿原と同じ事そ」と
4 宣は、梶原先陣を所望しかねて、「天性此
5 殿は侍の主には難成」とそつぶやきける。判
6 官、「日本」のおこの者哉」とて、太刀のつかに手をそ
7 をかけ給ふ。梶原も、「鎌倉殿より外は、主は
8 持給ぬ物を」とて、是も太刀のつかに手をそ
かけゝる。父か氣色をみて、嫡子の源太景
三十八ウ1 季・次男平次景高・同三郎景家、父子主
2 徒十四五人、打物のさやをはつるて、父と一所
3 によりあふたり。判官の氣色を見奉て、伊
4 勢三郎義盛・奥州佐藤四郎兵衛忠信・江
5 田源三・熊井太郎・武藏房弁慶など云、一人

三十九オ1 7 当千の兵共、梶原を中心に取籠て、我うとら
8 むとそ進ける。され共判官には 三浦介取
つき奉り、梶原には土肥次郎つかみつるて、
三十九ウ1 3 両人手をすて申けるは、「是程の御大事を前に
4 かゝへながら、とし軍候なは、平家勢付候なんす。
5 且は鎌倉殿のかへり聞召れん所も穩便なら
6 不及。其よりしてそ、梶原、判官をにくみ初奉て、
7 讓言して終に失ひけるとそ聞えし。去程に、
8 源平両方陣を合す。陣のあはひ、海の面纏
三十九ウ1 3 に三十余町をそ隔ける。門司 赤間 壇浦は漲
2 て落塩なれば、源氏の舟は心ならず塩に向て
3 をしおとさる。平家の舟は塩にをふてそ出来たる。
4 沖はしほのはやければ、汀に付て、梶原敵の舟
5 の行ちかふを熊手にかけて引寄、親子・主従
6 十四五人、打物のさやをはつし、敵の舟に乗移り
7 くともへに散々にないてまはり、ふんとり余多
8 して、其日の高名の一の筆にそ付にける。去程に、
40 も聞え、下は堅牢地神も驚給らんとそみえ
オ1 源平両方、陣を合て時をつくる。上は梵天迄

し。新中納言知盛卿、舟の屋形に立出て、大音
4 声を揚て、「天竺・震旦」にも、日本我朝にも
5 無^レ双名将・勇士といへ共、運命尽ぬれは不^レ及
6 力。されとも名こそ惜けれ。いつの為に命をは
7 おしむへき。少も退く心有へからず。是のみそ思
8 ふこと」と宣は、飛驒三郎左衛門景経御前近候
四十 ウ1 けるか、「是承れ、侍共」とぞ下知しける。上総の
2 惡七兵衛進出て、「坂東武者は、馬の上にて
3 こそ口は聞共、船戦はいつ調練し候へき。縦は、
4 魚の木に上^ツたるてこそ候はんすらめ。一^ツに取^ツ
5 て海につけなん物を」とぞ申ける。越中次郎兵
6 衛、「同は大將源九郎とくん給^ヘ。九郎は勢小男^{チイサキ}の
7 色白かんなるか、当門歯の少^シしあらはれて、誠に
8 しるかんなるそ。但、直垂と鎧を常にきかふなれ
四十一オ1 は、きと見分かたかん也」とぞ申ける。惡七兵衛、
2 「其小冠者、心こそ猛とも、何程の事か有へき。
3 片脇にはさんて、海に入なん物を」とぞ申たる。新
4 中納言はか様に下知し給て後、大臣殿の御前
5 におはして、「今日は御方の兵共よくみえ候。但阿
波、

6 民部重能こそ心かはりしたると覺候。きやつ
7 か頭^{カツヘ}をはね候はや」と被^レ申ければ、大臣殿、「さし
も

8 奉公の者て有物を。させる見いたしたる事も
四十一ウ1 なうて、いかんか左右なふ頸をはねらるへき。重
2 能召^セ」と宣は、阿波民部重能、木蘭地直垂
3 にあらひかはの鎧きて、御前に畏て候。「いかに、重
4 能、今日はわるふみゆる。四国の者共に、軍よふせ
5 よと下知せよかし。いかに、臆したるな」と宣は、
「なし

6 かは臆し候へき」とて、御前を罷立。新中納言、太刀
7 のつかくたけよとにきて、「あはれ、重能めか頸を打
8 おとさはや」と思食て、大臣殿の御方を頻^リ見ま
四十二オ1 いらせ給へば、御ゆるされなければ、力及給はす。
2 去程に、平家は千余艘を三手につくる。先山
3 賀兵藤次秀遠、五百余艘て先陣に漕向。
4 松浦党、三百余艘て二陣につゝき給ひけり。山
5 君達、二百余艘て三陣につゝき給ひけり。山
6 賀兵藤次秀遠は、九国一番のつよ弓勢兵
7 にて有ければ、我程こそなけれ共、普通様^{ザマ}の

8 勢兵五百人すくて、舟々のともへに立、肩を一

四十二ウ1 面に双て、五百の矢を一度に糸。源氏は三
2 千余艘の舟成ければ、勢の数さこそは多

3 かりそめ共、あそこ爰に射ければ、いつくに勢兵
4 有共みえさりけり。大将軍九郎大夫、判官真マツ
5 先に進て戦けるか、楯も鎧もたまらすして、
6 散々に射しらまさる。平家、御方勝ぬとて頻
7 に攻鼓をうて、悦の鬨をそつくりける。

遠矢 八

四十三オ1 ○源氏の方には、和田小太郎義盛、舟には不乗、
2 馬に打乗て汀にひかえたりけるか、馬のふと
3 腹つかるほどに打入鎧のはな踏そらし、平家
の勢の中をさしつめ引つめ散々に射ければ、

4 三町か内外の者をは、はつさすつよふ射けり。其

5 中に殊遠ニトヲ射たるとおほしき矢をは、「其矢給
6 らん」とそ招ける。新中納言知盛卿此矢をぬ
7 かせてみ給へは、しらのに鶴の本白、こうの羽わ
8 り合てはいたる矢の、十三束三ふせ有けるに、

四十三ウ1 にくつまきより一束計をひて、「和田小太郎
2 平義盛」と漆ワルシにてそ書付たる。平家の方には

3 精兵おほしといへ共、さすか遠矢いる者やなかり

4 けん、良あて、伊与国住人仁井紀四郎親清、
5 此矢を給はて射返す。是も三町余をつと射

6 渡て、和田か後一段計にひかえたる三浦石左
7 近太郎か弓手のかいなにしたゝかにこそ立ツた

8 りけれ。三浦の人共よりあふて、「あなにくや、和
田小太郎か我に過たる勢兵なしと心得て恥か

2 いたるおかしさよ」と笑ければ義盛、「安からぬ
3 事成」とて、小舟に乗て漕出させ、平家の勢

4 の中をさしつめ引つめ散々に射ければ、多
5 の者共手負、射殺さる。奥の方より又判官の
6 乗給へる舟にしらのゝ大矢を一射立て、和田
7 かやうに、「其矢給らん」と招けり。判官、後藤兵衛
8 実基を召て、此矢をぬかせて見給へは、しらのに

四十四ウ1 山鳥の尾をもてはいたる矢の十四束三ふせ

2 有けるに、「伊与国住人仁井紀四郎親清」と高モ書
3 付たる。判官、「御方に此○射つべき仁は誰がある」

4 宣は、上手共いくらも候中に、「甲斐源氏に阿
5 佐里スルシ与一殿こそ勢兵の手きゝてまし／＼候へ」。

6 「さうはよへ」とて、よはれたり。浅利与一出来。

「奥よ

7 り此矢を射て候か、返給らんと招候。御辺あそは

8 され候なんや」と宣は、「給はてみ候はん」とて取て

四十五オ1 つまよて、「是はのか少よはふ候。矢つかも少みしか

ふ

2 候。同は義成か具足て仕候はん」とて、ぬりのに

3 黒ほろはいたる矢の、我か大手にをしにきて、十

4 五束有ける、ぬりこめ藤の弓の九尺計有ける

5 にてつかひ、よひいてしはしだため、是は四町余を

6 つと射渡て、大船のへにたる仁井紀四郎親

7 清か真た中をひやうつはと射て、船底まさ

8 かさまに射たをす。元より、此淺利与一は精兵の

四十五ウ1 手きゝ也。二町か内に走鹿をははつさすつよふ

2 射けるとぞ聞えし。其後は、源平の兵共互に

3 不命惜攻戦。され共、平家の御方には十善

4 帝王、三種神器を帶して渡らせ給へは、源

5 氏いかゝあらんすらんとあやう思処に、しはしは

6 白雲かとおほしくして、虚空にたよひけるか、

7 雲にてはなかりけり。主もなき白旗一流まい

8 さかて、源氏の船のへに棹つけのをのさはる

四十六オ1 程にそみえたりける。判官、「是は八幡大菩薩の

2 現し給へるにこそ」と悦て、甲をぬき、手水嗽を

3 して、是を挾し給ふ。兵共みな如レ此。又、鯨と

云

4 魚二二千はふて、平家の舟の方へそ向ける。大

5 臣殿、小博士晴信を召て、「鯨は常に多けれ共、

6 未か様の事なし。急度かんかへ申」と宣は、「この

7 鯨(高いるか)はみかへり候なは、源氏(ス)」ひ候ぬへし。直には

ふ

8 てとをり候なは、御方の御軍あやう候」と申も

4十六ウ1 はてねは、平家の舟の下を直にはふてそ通り

2 ける。「世の中は、今はかう」とそ申たる。阿波民部

3 重能は、此三ヶ年か間、平家に付て忠を致

4 したりしか共、子息田内左衛門尉教能を生捕に

5 せられて、今はいかにも叶はしとや思劍、忽に心

6 替して、源氏と一緒に成りにけり。新中納言知盛

7 卿、「あはれ、重能を切てすつへかりける物を」と後(コウ)

8 悔せられけれ共、甲斐そなき。平家の謀に、

四十七オ1 よき人をは兵船にのせ、雑人原をは唐船に

7 ひかれて、御運既尽させ給侍ぬ。先東に向はせ

8 紹て、伊勢大神宮に御暇申させおはしまし、

四十九ウ1 其後西に向はせ給て、西方浄土の来迎

2 にあつからんと誓はせおはしませ。御念佛侍へし。

3 此国は粟散辺地とて、心憂堺にて侍へは、極

4 楽淨土にて目出度所へ具しまいらせ侍そ」と

5 かきくとき申されければ、山鳩色の御衣に

6 ひんつら結はせ給ひて、御涙におほれ、ちいさふ

7 うつくしき御手を合、先東に向はせ給て、伊

8 勢大神宮に御暇申させ給ひ、其後西に向

五十

オ1 はせ給ひて御念佛有しかば、二位殿頬抱き奉て、

2 「浪の下、にも都の侍そ」と慰め奉り、千色の底

3 にそ沈み給ふ。悲哉、無常の春の風、忽に花

4 の御姿を散し、無情哉、分段のあらき浪、玉

5 体を沈め奉る。殿をは名長生て、長きすみか

6 と定、門をは号不老て、老せぬとさしと書たれ

7 共、未十歳の内にして底のみくつとならせ給

8 ふ。十善帝位の御果報、申も中くをろか也。

五十ウ1 雲上龍降て海底の魚と成給ふ。大梵

2 高台閣の上、釈提喜見の宮の内、古は槐

3 門棘路の間に九族をなひかし、今は舟の内、

4 波の下にて、御命を一時に亡し給こそ悲しけれ。

能登殿最後 十

5 ○女院は、比有様をみまいらさせ給て、今はかう

6 とや思食れけん、御硯、御焼石、左右の御ふとこ

7 ろに入、海へいらせ給たりしを、渡辺源五馬允

8 むつる小舟をつと漕よせ、御髪を熊手に懸

51一オ1 て引上奉る。女房達、「それは女院にて渡らせ

6 給そ。あやまち仕な」と宣へは、判官に申て急

7 御所の御舟へ渡し奉る。大納言の佐の局は内

8 侍所の御からうとを脇にはさみ海へ入らんとし

5 給たりしか、袴のすそを舷に被射付、蹴纏倒

6 給けるを、武士共取留奉る。刃、内侍所の御から

7 うとの鎖を捏きて御ふたを既欲開。忽目くれ

8 蝋たる。平大納言時忠卿、被生捕ておはしけるか、

51一ウ1 「それは内侍所にて渡らせ給ふぞ。凡夫は見

2 奉らぬ事そ」と宣は、兵共皆逃去ぬ。其後、判

3 官、平大納言に宣合て、如元ふかふからけ納

4 奉る。平中納言教盛、修理大夫経盛、鎧の上

5 に負碇、兄弟手に手を取くみ、海にそ沈給ひ

使者を立て、「いたふ罪な作給ひそ。さりとては
よき敵かは」と宣は、扱は大将の源九郎にくめ
こさんなれと心得て、打物くきみしかにとて
五十四ウ1 敵の舟に乗うつりく、ともへに散くにない
てまはり給ふ。され共、判官を見しり給はねは、
物具のよき武者をは判官かと目をかけて
馳廻給ふ。いかゝはしたりけん、判官の乗給へる
舟に乗あたて、あはやと目を懸て飛(シ)てかゝる。
判官叶はしとや思はれけん、長刀をは弓手の
脇にかいはさみ、御方の舟の二丈計のいたり
けるに、ゆらりと飛乗給ぬ。能登殿ははや
五十五オ1 わさやをとられたりけん、頓続(シ)ても飛給はす。
能登殿、今はかうとや被思けん、大太刀・大長刀
3 海へなけ入、甲を脱て捨られけり。鎧の袖・
4 草摺かなくり落、とう計着て、大童に成、
5 大手をひろけて、被立たり。大方撥(テ)当(シ)そみえ
し。おそろしなともをろか也。大音声を揚て、「我
と思はん者共は、よて教経くんて生捕にせよ。
8 鎌倉へ下て、頼朝に逢て、物一詞いはんと思
五十五ウ1 也。よれやよれ」と宣共、よる者一人もなかり

2 けり。爰に土佐國住人、安芸の郷(カウ)を知行
3 しける安芸大領実康か子に、安芸の太郎
4 実光とて、卅人か力あらはしたる大力の剛者、
5 主にちともをとらぬ郎等一人、弟の二郎も
6 普通には勝たりけるか、安芸太郎、能登殿
7 を見奉て、「心こそ猛ましますとも、何程の事か
8 有へき。縦長十丈の鬼成共、我等三人つかみ
五十六オ1 ついたらんするに、なとかしたかへさるへき。いさや

2 み奉らん」とて、能登殿の舟に押双、乗うつり、
3 太刀のきさきを調て、一面に打懸。能登殿、
4 先まさきに進たる安芸太郎か郎等を、す
5 そを合て海へとうとけ入給ふ。其後つゝゐた
6 りける安芸太郎をは弓手の脇にかいはさ
7 み、弟次郎をは馬手の脇に取てはさみ、一し
8 めしめて、「いさうれ、己等、さらは四手山の供せ
五十六ウ1 よ」とて、生年廿六にて海へつとそ入給ふ。

内侍所都入 十一

2 新中納言知盛卿、「みるへきほとの事をはみつ。
3 今は何とか期すべき」とて、乳母子の伊賀平

4

内左衛門家長を召て、「日比の契約をはたかへましきか」と宣は、「さる事候」とて、中納言殿

にも鎧一領させ奉り、我身も鎧一領きて、

手に手を取くみ、海にそ沈給ける。是を見

奉て、二十余人の侍共、続て海にそ沈ける。

五十七オ1 され共、其中に越中次郎兵衛・上総五郎兵衛

忠光・悪七表衛景清・飛驒四郎兵衛は、何とし

てか遁たりけん、そこをも終に落にけり。海上

には赤旗・赤しるし、切捨、かなくり捨たりけ

れは、立田河の紅葉モモを嵐の吹散したるか

如し。汀による白浪も薄紅にそ成にける。

主もなき空舟は、塩にひかれ風にまかせて

いつちを指ともなくゆられ行こそ悲けれ。

五十七ウ1 生捕には前内大臣宗盛公・平大納言時忠・

蔵頭信基・讃岐中将時実・右衛門督清宗・兵

部少輔雅明・大臣殿八歳若君、僧には二位

4 僧都義^{スル}合全真・法勝寺執行能円・中納言

5 律師仲快・経誦房阿闍梨融円、侍には源

6 大夫判官季貞・摂津判官盛澄・橘内左衛門

7 尉季康、藤内左衛門尉信康・阿波民部父子、以

8

上丹八人とそ聞えし。菊地次良高直・原田大夫

五十八オ1 種直は軍以前より年来の郎等共、催集て、

2 甲をぬき、弓の弦を弛て降人に参る。女房

3 達には、女院・北政所・廊御方・大納言佐局・帥

4 佐殿・治部卿局已下、以上四十三人とそ聞えし。

5 元暦二年の春の暮、いかなる年月にて、一

6 人沈海底、百官浮波上。国母・官女は東東西

7 戎の手に隨ひ、臣下卿相は数万の軍旅に

8 被擒て旧里に帰給ひしに、或は朱買臣か錦

五十八ウ1 を着さる事を嘆タメ、或は王昭君か胡国に赴

し恨もかくやとそ悲給ける。去程に四月三日

九郎大夫判官義経、源八広綱をもて、院御所

4 へ奏聞せられけるは、「去三月廿四日卯刻に豈

5 前国田浦・門司関、長門国赤間関・壇浦にて

6 平家を攻亡し、内侍所しるしの御箱ことゆへ

7 なふ都へかへり入せ給ふ」由、奏聞せられたり

8 ければ、法皇大に御感有けり。公卿・殿上人もい

さみ悦合れけり。広綱を御坪内へ召て合

五十九オ1 戰の次第を委う御尋あり。其勸賞には当

3 座に一臍を経すして左兵衛尉にそなされ

4 ける。同五日、北面に候藤判官信盛を御前へ

5 召て、「内侍所、一定帰り入せ給ふか、みてまいれ」

6 とて、西国へ遣す。頓院御馬を給て宿所へ

7 も不_レ帰、鞭をうて西をさして馳下。去程に九

8 郎大夫判官義経、平氏男女生捕とも相員

五十九ウ1 して上けるか、同十四日播磨国明石浦にそ

2 付にける。名をえたる浦なれば、深行まゝに

3 月さへのほり、秋の空にも不_レ劣。女房達はさし

4 つとひて、「二年是をとをりしにはさすかかゝる

5 へしとは思はさりし物を」とて忍ひねに泣そ

6 合れける。帥佐殿はいと思残せる事もおはせ

7 さりけるか、涙に床も浮はかりし也。つくづく月

8 をなかめ給ひゆて、

六十

1 なかむれはぬるゝ袂にやとりけり

2 月よ雲井の物かたりせよ

3 雲の上にみしにかはらぬ月影の

4 すむにつけても物そかなしき

5 大納言の佐のつほね、

わか身こそ明石のうらに旅ねせめ

おなし浪にもやとる月哉

8 判官も武士なれ共、「さこそ昔恋しう物悲

9 しう思給ふらめ」と、身にしみて哀にそ思はれ

10 ける。同廿五日、内侍所・しるしの御箱、鳥羽に

11 つかせ給ふと聞えしかば、御迎にまいらせ給ふ

12 人々、勘解由小路中納言経房卿・檢非○使別

13 当左衛門督実家・高倉宰相中將泰通・

14 権右中弁兼忠・榎並中將公時・但馬少将

15 教能、武士には伊豆藏人大夫頼兼・石河判

16 官代能兼・左衛門督有綱とぞ聞えし。其

17 夜子刻に、内侍所・しるしの御箱、太政官府へ

18 いらせおはします。宝剣は失にけり。神璽は

19 海上に浮たりけるを、片岡太郎経春か取上

20 奉たりけるとかや。

一門大路 ○ 渡 十二

5 ○二宮帰り入せ給ふと聞えしかば、法皇より御

6 迎の御車をまいらせらる。外戚の平家に

7 とらはれさせ給て、西海の浪上にたゝよはせ

8 給ふ御事を御母儀も、御乳母持明院の宰相

9 も、不_レ斜御嘆有つるに、今又待請まいらせ

10 給て、いか計らうたく被思召けん。同廿六日、平

3 氏の生捕共、鳥羽に着て、頓其日都へ入て大
4 路を渡さる。皆小八葉の車に、前後の簾を
5 あけ、左右の物見を開く。大臣殿は淨衣を着
6 給へり。日比は色白きよけにおはせしか共、しほ
7 風に瘦黒みて、其人共みえ給はす。されとも
8 いとも思入たる氣色もおはせず、四方見めくら
六十二オ1 してそおはしける。右衛門督は、白直垂にて父の
2 御車の尻にまいられたりけるか、涙にむせひ
3 うつぶして、目も見あけ給はす。平大納言時
4 忠卿の車も、同やりつけたり。讚岐中将
5 時実も、同車にて被渡へかりしか、現所勞とて
6 不被渡。藏頭信基は、疵を蒙たりしかは、閑道
7 より入にけり。凡都の内にもかきらす、是をみん
8 とて、山寺より、老たるも若も來り集り、
六十二ウ1 鳥羽の南の門、造道、四塚まではたとつゝい
2 て、みる人幾千万と云数をしらす。人は顧事
3 を得す、車は輪をめくらす事不能。去治承・
4 養和の飢饉、東国・西国の軍に、人種多亡ひ
5 失たりといへ共、猶残は多かりけりとそみえし。
6 都を出て中一年、無下にま近き程なれば、

7 目出かりし事も忘られず。さしも恐をのゝき
8 し人の今日の有様、夢うつゝ共分かねたり。
六十三オ1 心なきあやしのしつのを、しつのめに至るまで
2 涙を流し、袖をぬらさぬはなかりけり。まして
3 駐近付ける人々の心中、被推量て哀なり。
4 年来、重恩を蒙て、父祖の時より祇候
5 せし輩の、さすか身の捨かたさに、多は源氏
6 についたりしか共、昔のよしみ忽に忘るへきに
7 もあらねは、さこそは悲しう思ひけめ。されば
8 袖を顔に押当て、目をあけぬ者も多かりけり。
六十三ウ1 大臣殿の牛飼は、木曾か院參の時、車やり
2 損して被切たりける次郎丸か弟の三郎丸にて
3 そ有ける。鳥羽にて判官に申けるは、「舍人・牛
4 飼など申者は、いやしき下鷹の終にて、心有
5 へきては候はね共、年来使はれまいらせ候
6 し御志、不淺候。何かくるしう候へき。御ゆるされ
7 を蒙て、大臣殿の最後の御車を仕候はや」と
8 申ければ、判官情有人にて、「尤さるへし、とう
く」とてゆるされけり。三郎丸不斜悦、尋常
2 に装束、懷より遣縄取出て付かへ、なみたに

くれて行先にみえねば、牛の行に任つゝ、泣く
4 遣てそ罷ける。法皇も、六条東洞院に御車
5 を立て御覽せらる。公卿・殿上人の車共も、
6 同う立双たり。さしも御身近召仕はれしかは、
7 昨日、今日の様に思召て、御涙せきあへさせ
8 給はす。「日比はいかなる人も、あの人の目をも懸
られ、詞の末にも預らんとこそ思しに、今日か
やうに見なすへしとは、誰か思ひし」とて上下
2 涙を流されけり。一年内大臣に成て、悦申
3 有しには、公卿には花山院中納言を始奉つ
4 十二人扈從して遣つゝけらる。藏人頭親
5 宗以下の殿上人、十六人前駆す。中納言四人、
6 三位中将も三人までおはしき。頓此時忠卿も、
7 其時は未左衛門督にておはしけるか、御前へ被
8 食まいらせて、様々の引出物を給て出給し
6十五才1 食まいきは、花やか成し事共そかし。今日は月
2 脚雲客一人もなし。同う檀浦にて生なから
3 とらはれし甘余人の侍共、皆白直垂にて
4 鞍の前輪にしめつけてそ被渡ける。六条
5 を東へ川原まで被渡て、帰て判官の宿

六十四ウ1
六十五ウ1
六十六ウ1

7 所、六条堀川なる所にする奉て、きひしう
8 奉守護。御物まいらせたりけれ共、胸せき
ふさかて、御箸をたにも、立られす。夜になれ
2 共、装束をたにもくつろけ給はす。袖かた
3 しいて臥給たりけるか、御子右衛門督に袖を打させ
4 紿けるを、守護し奉る熊井太郎見奉て、「哀
5 高も賤も恩愛の道程悲かりける事はなし。
6 御子息右衛門督に御袖を打させ給たらは幾
7 ほとの事のおはすへきそ」とて、みなよろひの
8 袖をそぬらしける。

鏡十三

六十六才1 ○去程に、四月廿八日、鎌倉前兵衛佐頼朝從
2 二位し給ふ。越階とて、二階をこゆること難有
3 朝恩なるに、是は既三階也。三位をこそし給ふ
4 へかりしか、平家のし給たりしをいまうて也。其
5 夜の子刻に、内侍所・しるしの御箱、太政官の
6 庁より温明殿へ入せおはします。主上行幸な
7 て、三ヶ夜臨時の御神樂有けり。右近將
8 監小家能方、別勅を承て弓立・宮人と云
六十六ウ1 神樂の秘曲仕て、勧賞蒙けるこそ目出

2 けれ。此歌、祖父八条判官資忠と云し伶

3 人の外は、知れる者なし。余に秘して、我子の

4 親方には不教して、堀河院御在位の時、伝

5 参らせて死去したりしを、君、親方に教させ

6 おはします。家をうしなはしと思食れける御志、

7 感涙押へかたし。抑、此内侍所と申御鏡は、昔

8 天照太神、天岩戸に閉籠らんとせさせ給

六十七オ1 し時、いかにもして我御かたちをうつしをき、御子

2 孫にみせ奉らんとて、御鏡を鑄給へり。是

3 猶御心に不叶とて、又鑄替させおはします。

4 先の御鏡は、紀伊国日前・国懸社是也。後の

5 御鏡をは、御子天忍穗耳尊に授まいらさせ

6 給て、「殿を同うして住給へ」とそ被仰ける。扱、

7 天照太神、天岩戸に閉籠らせ給て、天下

8 暗と成たりしかば、八百万代の神達、神集に

六十七ウ1 あつまり、岩戸の口にて御神樂を奏し

2 給しかば、天照太神、感に絶させ給はすして岩

3 戸を細目に開て御覧せられけるに、互に顔

4 の白みえけるよりして、面白と云詞ははしまりける

5 とぞ聞えし。其時、こや祢手力雄と云、大力の

6 神よて、「ゑい」と云て、開給て後は、たてられす

7 と云り。第九代の御門、開化天皇の御時までは、

8 一殿にあかめられたりしを、第十代の御門、崇神天

皇御門御宇六年に及て、靈威に恐まいらさ

せ給て、天照太神を大和國いそかきのひろ

きに遷まいらさせ給し時、此御鏡をも別の

4 殿へうつし奉て、此比は、温明殿にそましくける。

5 遷都・遷幸後、百六十年を経て、村上天皇

6 御宇天徳四年九月廿三日の夜の子刻に、

7 大内中重に始て焼亡ありき。左衛門の陣

8 より出たれば、内侍所のおはします温明殿も

6十八ウ1 程近し、如法夜半の事なれば、内侍も女官

2 も参不合、賢所を出し奉るにも、不能。小野、

3 宮殿、急被参給て、「内侍所既焼させ給ひぬ。

4 世ははやかうにこそ」とて、御涙にむせはせ給ふ

5 処に、内侍所は自炎の中を飛出させ給て、

6 南殿の桜のやうにかゝらせ給て、光明赫奕

7 として、朝の日の山のはを出るに不異。小野宮

8 殿、「世は ○失さりけり」と頼しう思食。右の膝

を

六十九オ1 つき、左の袖を広げて、泣く申させ給ひけるは、

2 「昔、天照太神百王をまほらんと御誓有けん、

3 其御誓未あらたまらすは、神鏡実頼か袖に

4 やとらせ給へ」と申させ給ける、御詞の未をはら

5 さる先に、神鏡飛うつらせおはします。則御袖

6 に裏て、太政官朝所へ渡し奉り給ふ。此世に

7 は、請取奉らんと思寄人も、誰か有へき。神

8 鏡も又、やとらせ給へからす。上代こそ猶も目

出たけれ。

六十九ウ1

文沙太 十四

○平大納言時忠卿は、判官

1 の宿所近おはしけるか、子息讃岐中将時実

2 を招て、散すましき文を一合、判官に被取

3 てあるそとよ。是を鎌倉の源二位にみせなは

4 人とも「損し、我身も命助らるまし。い

5 かせん」と宣は、讃岐中将被申けるは、「判官は、

6 武なれ共、女房などの打絶申事をはもてはな

7 れすとこそ承候へ。姫君余多ましく候へは、何

8 にても、御一所みせさせおはしませ。したしうなら

1 せ給て後、被仰て御覽せらるへうや候らん」と

七十才

七十一ウ

1 被申ければ、大納言涙をはらくと流て、「日比

2 は我娘共をは女御・后にとこそ思しか。行々の

3 人にみせんとは思はさりし物を」とてなかれければ、

4 讃岐中将、「今はさやうに思食へからす」とて、中

5 将のはからひに、「たうふくの姫君の生年十七に

6 成給ふを」と被申けれ共、大納言それをは猶

7 いたはしき事におほして、先の腹の姫君の

8 生年廿一に成給ふをそ、判官にはみせられけ

1 る。是は年こそ少おとなしうおはしけれ共、

2 みめ姿うつくしく、心様優におはしけれは、

3 判官よに難有事にそ宣ける。先の上、

4 河越太郎重春か娘も有けれ共、それをは

5 別の所へうつし奉て、座敷しつらうてを

6 かれたり。扱件の文の事を宣被遣たりければ、

7 判官剥封をたにとかすして、大納言の許へ

8 遣す。頓焚そ捨られける。いかなる文共にてか

9 有けん、おほつかなふそ聞えし。西国も治り、道

10 の間も煩なく、都もおたしかりければ、「九郎判

11 官に過たる程の人そなき。日本国は、只九郎

12 判官のままにてあらはや」など云事を、鎌倉の

源二位もれ聞て、「こはいかに。頼朝可レ然様に
はからひて、討手をつかはしたれはこそ、平家は
たやすう亡たれ。九郎計て争か天下をは

七十一ウ1

可謐。人こそ多けれ、平大納言の聟に成。

て、大納言も(下:て)ちあつかふらんもうけられす。
大納言、又婿取不可レ然。人のかく云にをこて、
いつしか世レ我まレにしたるにこそあんねれ。
是へ下ても定て過分の振舞をせんすら

副将十五

○去程に、元暦二年五月七日ノ日、九郎大夫、判官

七十二オ1 義経、大臣(下:殿) ○ 父子具足し奉ツて、明日関東下

向の由聞えしかは、大臣殿、判官の許へ使者を立て、「明日関東下向の由聞え候。就其候ては、生捕の内に八歳の童と被レ付まいさせて候

けるは、未浮世レに候やらん。給て、今一度み候はや」と宣被レ遣たりければ、判官の返事に、「誠にさこそは被レ思食レ候らめ、高も賤も恩愛の道は思切れぬ事にて候也」とて、川越、小太郎重房か預り奉ツたりける若君、大臣殿の御許へ

入奉るへき由宣へは、人に車借ツて乗奉る。女房二人付奉ツたりけるも、一車に乗ツてそ出に
ける。若君は父を遙にみまいらせ給はて、不レ斜うれしけにおほしたること、いとうしけれ。
大臣殿、「いかに副将、是へ」と宣は、頼父の御膝の上へそ被レ参ける。大臣殿、若君の髪かきなて、涙をはらクと流イて、守護の武士共に宣ひ

七十三オ1 けるは、「是は、各聞給へ、母もなき者にて有そ

とよ。此子か母は、是を生とて、産をは平にしたりしか共、頓打臥タマシてなやみしか、「此後又いかならん人の腹に公達をまうけ給と云とも、是をは思食かへすして、指はなレて乳母などの許へもつかはさて、わらはか形見にも御覽せよ」

7 なと云し事か不便さに、朝敵を平けん時、あ
8 の右衛門督をは大將軍せさせ、是ヲは副將軍せさせんすれはとて、名を副将と付たりしかは、不レ斜うれしけにて、今を限の時迄も、名をよひなとして愛せしか、七日と云にはかなく成リてあるそとよ。此子を見るたひとことには、其事か忘
5 かたく覚るそや」とて被レ泣ければ、守護の武士

6 共も、鎧袖をそぬらしける。右衛門督も泣給

7 は、乳母も袖をそしはりける。大臣殿、「いかに副

8 将、うれしうもみつ。とう候へれ」と宣共、若君不

帰

七十四オ1 紿。右衛門督是をみて、余に哀に被思ければ、

2 「いかに副将御前、今宵はとう帰れ。只今客人

3 のこうするそ。朝は急参」と宣へ共、父の御淨

4 衣の袖にひしと取ついて、「いやや、帰らし」と

5 こそ被泣けれ。かくて遙に程へれば、日もやう

6 く暮にけり。扱もあるへき事ならねは、

7 乳母の女房共も袖を顔にをし当て、泣く

8 二人の女房共も袖を顔にをし当て、泣く

七十四ウ1 暫申つゝ、供に乗てそ出にける。大臣殿は、

2 若君の後を遙に御覽し送て、「日来の恋し

3 さは、事の数ならず」とそ悲しみ給ふ。此子は母の

4 遺言かむさんなれはとて、乳母などの許へも

5 つかはさて、朝夕、御前にてそたて給ふ。三歳にて

6 うる冠きせて、義宗とそ名乗せける。様○歎カ

7 おいたち給ふまゝに、みめかたち巖しう、心様

8 優におはしければ、大臣殿も悲しく、いとうしき

七十五オ1

事におほして、されは西海の旅の空、舟の中

の住るまでも引くして、片時もはなれ給はす。

然を軍破後は、今日そ互に見給ける。重

房、判官に、「若君をは、何と御はからひ候やらん」

と申ければ、「鎌倉まで具し奉るに及はす。

汝是にてあひはからへ」と宣は、重房宿所に帰

て、二人の女房共に申けるは、「大臣殿は明日鎌倉

へ御下候。重房も御供に罷下候間、緒方三郎

惟義か手へ渡まいらせ候へし。とうくめされ

候へ」とて、御車を寄たりければ、若君は、「又昨日

の様に、父御前の御許へか」とて、不斜うれし

けにおほしたることいとうしけれ。二人の女房

共も、一車に乗てそ出にける。六条を東へや

つてゆく。「あはれ、是はあやしき物哉」と、肝魂

7 をけして思処に、良あて、兵五六騎かほと、

8 さゝめいて川原中へ打出。頓車を遺留、敷皮

しるて若君すゑ奉る。若君よにも心細け

におほして、「我をは何ちへ具して行かんとするそ

と仰ければ、二人女房共、兎角の御返事にも

不及、こゑをはかりにそおめきさけひ給ける。

七十六オ1

135

5 重房か郎等、太刀を引そはめ、左の方より若
6 君の御後に立まはり、既切奉らむとしければ、
7 若君み付給て、いくほと可遁事のやうに、
8 急乳母の懷の内へそ逃入給ける。心つよふ引
出し奉るにも及ばねは、若君をかゝへ奉て、天に
仰地に臥て泣悲め共甲斐そなき。良
3 あて、重房涙を押て申けるは、「今はいかに思
4 食共、叶はせ給ひ候まし。とうく」と申ければ、
5 其時、乳母の懷の中より引出し奉り、腰の
6 刀にて押伏て、終に頸をそかいてける。頸をは
7 判官に見せんとて、取て行。一人女房共かち
8 はたしにて追付、「何かくるしう侍へき。御頸をは
七十七オ1 給て、後の御教養をしまいらせ侍はん」と申け
2 れは、判官有情人にて、「尤さるへし。とうく」と
て、
3 たひにけり。不斜悦、是を取て懷に入、京
4 の方へ帰るとそみえし。其後五六日して、桂
5 河に女房二人身を投たる事有けり。一人少
6 人の頸を懷に入て沈たりしは、此若君の乳
7 母の女房にてそ有ける。今一人むくろを抱

七十七ウ1 て沈たりしは、^(メカイシャク)損^{*}糺^{サキ}の女房也。乳母か思切は
攻^{アタカム}ていかせん、損^{*}糺^{サキ}の女房さへ身をなけ
るこそ難^シ有けれ。

腰越 十六

七十八オ1 ○去程に元暦二年五月七日^{ノ日}、九郎大夫、判官
3 義経、大臣殿父子具し奉て、既都を立給ぬ。
5 栗田口にも成ぬれば、大内山も雲井のよ
6 そに隔たりぬ。関の清水を見給て、大臣殿
7 泣^クかうそ詠し給ひける。
8 みやこをはけふを限りのせき水に
七十八ウ1 又あふ坂のかけやうつさん
道すからも心細けにおはしければ、判官有
2 情人にて、様々に慰め奉り給ふ。大臣殿、「相
3 構今度の命を助てたへ」とそ宣ける。判官、「遠
4 国、遙嶋へそつしまいらせ候はんすらん。御命
5 失ひまいらするまでは、よも候はし。縦さ候とも、
6 義経か今度の勲功の賞に申替て、御命計
7 をは助まいらせ候はん。御心安うおほしめされ候へ」
と
七十八ウ1 被^レ申ければ、大臣殿、「縦夷^{(高)モモ}か千嶋成共、無甲斐

2 命たにあらは」と宣けるこそ、口惜けれ。日数經^{フレ}
3 は、同五月廿三日、判官鎌倉へこそ付給へ。梶原
4 平三景時、判官より先立て鎌倉殿に申
5 けるは、「日本國は今無所^レ残したかひ奉て候か、
6 但御第九郎大夫、判官殿こそ終の御敵とは
7 みえさせ給て候へ。其故は、一を以^テ万を察^スとて、
8 『一谷を上の山より不^レ落は、東西の木戸^口破^レかた
し。されば生捕をも死捕をも義経にこそみ
すべきに、物の用にも相給はぬ蒲殿の方へ見
参に可^レ入^ス給^ルやある。本三位中将殿を是へたは
しと候は、參^ツて給らむ』とて既軍出来^{テコ}とし候
5 を、景時か土肥に心を合て、本三位中将殿を
6 土肥二郎に預^ケ奉て後こそ、代はしつまりて候し
7 か」と申ければ、鎌倉殿打^{ウナギ}領て、九郎か今日是へ
8 入なる。各用意し給へ」と宣は、大名・小名馳集^ツ
七十九ウ1 無程數千騎計に成にけり。鎌倉殿は隨
2 兵七重八重にするをき、我身は其中におはし
3 ながら、「九郎は此置の下よりもはい出んする
4 者也。され共頼朝はせらるまし」とそ宣ける。金^{カ子}
5 洗沢に関すゑて、大臣殿父子奉^ツ請取^テて、判

6 官をは腰越へ被^レ追回。判官、「こはされは何事そ
7 や。去年の春、木曾義仲を追討せしより以来、
8 度々平家を^タ平^コ、今年の春亡^シして、内侍所・
しるしの御箱事ゆへなふ都へ返入^シ奉り、剩^ム大
將軍父子生捕^ツて、是迄下^タらんするに、縦

80 オ1 いかなる僻事有共、一度はなとか対面なかるへ
2 将軍父子生捕^ツ、是迄下^タらんするに、縦
3 いき。凡は九国の惣追補使にも被^レ補^セ、山陰・山
4 陽・南海道、何^レにても被^レ預^ク、一方の御かためにも
5 なされんするかとこそ思るたれば、纔に伊与^{イヨ}
6 入して、追上^シらるゝ事、こはされはなに事そや。
7 国計可知行^{ウニシマツ}由宣^スて、鎌倉中へたに不^レ被^レ

8 入して、追上^シらるゝ事、こはされはなに事そや。
80 ウ1 日本国をしつむる事、義経・義仲のしはさ
2 にあらすや。たとへは、同父か子て、先に生るゝを
○^{兄トシ、後ニ生ルヲ}弟とする事也。誰か天下をしらんに、しらざるへ
3 き。剩^ム見參をたにとけすして被^レ追上^シ事、不^レ
5 知^レ所^レ謝^ムとつふやかれ共、無^レ甲斐^ヲ。判
官様^スに

6 陳し給へ共、鎌倉殿、景時か讒言の上は終に
7 用給はす。判官泣^シ一通の状を書いて、広基

8 のもとへつかはす。其状に云、源義経乍レ恐申上候
 八十一オ1 意趣者、御代官之其一撰、為勅宣御使傾朝
 2 敵、雪会稽恥辱。可行勲賞処、思外依虎
 3 口之讒言モタセラル黙莫太勲功。義経、無レ犯蒙レ科。
 4 有レ功雖無レ謬、蒙御勘氣間、空沈紅涙。不レ
 正ナレ

5 譏者実否、不レ入鎌倉中間、不能述素意
 6 徒送数日。当此時永不奉拝恩顔、骨肉同
 7 胞義已絶、宿運極似空歟。将又先世業因
 8 感歎。悲哉、此条、故亡父尊靈不裁断、誰人
 申披愚意悲歎。何人垂哀憐哉。事新申状、
 八十一ウ1 雖似述懷、義経身體髮膚受父母、不レ經幾
 2 時節故守殿御他界間、作孤、抱母懷中、自レ
 3 赴大和国宇多郡以来、未レ住一日片時安堵
 4 思。無甲斐命雖存、京都經廻難治間、藏
 5 身在所、辺土遠國為棲、土民百姓等被
 6 服仕。然交契忽純熟、為平家一族追討令
 7 上洛手合、誅戮木曾義仲之後、為傾攻平
 8 氏、或時峨々巖石鞭駿馬、為敵不顧レ亡命、
 2 或時漫々大海、凌風波難、不レ痛沈身海底

3 懸骸於鯨鯢腮。不然、甲冑為枕、弓箭為
 4 業本意、併奉休亡魂債、欲遂年來宿望
 5 外無他事。剩義経補任五位尉一条、当家重
 6 職、何事若之。雖然、今憂深嘆切也。自不仏
 神

7 御助外、争達愁訴。依是以諸神諸社牛王
 8 宝印背、全不挾野心旨、奉請驚日本國中
 八十二ウ1 大小神祇冥道、數通雖書進起請文、猶以
 2 無御宥免。其我国神國也。神不享非礼。所
 3 憑非他、偏仰貴殿廣大慈悲、窺便宜、令達
 4 高聞、回秘計、被宥無誤旨、預放免、積善
 5 余慶及家門、栄花永伝子孫。仍開年来
 6 愁眉、得一期安榮。書紙不尽、併令省略
 7 候畢。義経恐惶謹言。元暦二年六月五日
 8 源義経、進上因幡守殿江、とそ被書たる。

八十三オ 大臣殿被斬 十七

1 去程に、鎌倉殿、大臣殿に對面あり。御座ける
 2 所、庭を一隔て向なる屋にすゑ奉り、簾の
 3 中より見出して比氣藤四郎義員をもて
 4 被申けるは、「平家を別て頼朝か私の敵と奉レ

思事は努^メ候はす。只帝王の仰こそ重候へ」

と被^レ申ける。「其故は、池の禪尼の如何に嘆宣と

云共、故入道大相国の御赦^{ユルサレ}候はては、頼朝争助

かり候へき。され共、朝敵と成給て後、急可追

八十三ウ1 討由の賜院宣間、さのみ王地にはらまれて、

詔命を可^レ背にもあらねは、是までむかへ奉^ツ

たり。去ながら、御見参に罷入候こそ本意に

4 候へ」と被^レ申たりければ、義員、是を申さんとて、

5 大臣殿の御前へ参りたりければ、居なをり、畏給^リ

6 そ口惜き。東國の大名・小名なみるたりける

7 中に、京の者いくらもあり。又、平家の家人た

8 りし者も有^リ。皆つまはしきをして、「あな心憂

八十四オ1 や。居なをり、跪給^{リヒ}たらば、御命の助かり給ふへき

2 か。西国にていかにも成給ふへき人の、乍^レ生被^{トラハ}擒^ム

3 て、是迄下給ふも理哉」と云ければ、「けにも」と云

4 人もあり、又、涙を流す人もあり。其中に或人

5 の申けるは、「猛虎在深山^{マウコル^(ス)ニ}則^{シテ}、百獸震怖^{ハクシュイフ}」在^ル

6 檻^{カン}穿^ノ中^ニ則^{シテ}搖^{ラム}尾索^ヲ食^ム」とて、猛虎の在深^ル

7 山^ニ時は、百獸恐^{ラム}怖^ヲといへ共、取^ツて被^レ籠^メ檻^ノ中^ニぬ

る

8 後は、掉^リ尾向^リ人らん様に、心猛^{タマ}大將軍も運

八十四ウ1 尽て後は、心かはる事なれば、大臣殿も、角御^ヲ

坐^{ハスル}にこそ」と申人も有けるとかや。判官様^ヲ

に陳し給へ共、鎌倉殿、景時か讒言の上は、

4 終に用給はす。大臣殿父子具し奉^ツて急可^レ

5 上給^リ由宣間、六月九日^ノ請取奉^ツて、又都へ帰

6 上給ふ。大臣殿は今一日も日数の延^ル事をうれ

7 しき事にそおほしたる。道すからも此^{ココ}にて

8 やくと被^レ思けれ共、國^ヲ宿^ク打過^ク通ぬ。

八十五オ1 尾張^{ワツヅ}国内海^ヲと云所あり。故左馬頭義朝の

2 被^レ討^シ所なれば、一定此にてそ切れんすらんと

3 思はれければ、其をも過しかば、「刃は命の助から

4 んするやらん」と被^レ思けるこそはかなけれ。右

5 衛門督は、「なしかは命をたすくへき。かやうにあつ

6 き比なれば、頸の損せぬやうにはからひて、

7 都近ふ成^シてそ切れんすらむ」と被^レ思けれ共、

8 大臣殿の余に心細けにおはしたるかいたはし

さに申されす。只念佛をのみそ進被^レ申け

3 2 る。同廿一日、近江国篠原宿に付給ふ。昨

日までは父子一所におはしけるを、今朝より引

4 離ハナツて、別の處にする奉る。判官有レ情人

5 にて、三日路より人を先立、善知識の為に

6 とて、大原本性房湛豪タツカウと申聖スを被フ請下シテ

7 たり。大臣殿、善知識に向ツて宣ひけるは、「扱も

8 右衛門督ハサウエイモンは、何に ○ やらん。縦頭イカツヘは被フ刎とも、

むくろは

八十六オ1 一席に臥ツコロとこそ契しに、此世にてはや別ぬる

2 事の悲さよ。此十七年か間、一日片時ヒトイタも身を

3 不離ハラフ、西国ニシキにていかにもなるへかりし身の、乍ハ生

4 被フ捕て、京・鎌倉恥ハラフをさらすも、あの右衛門督

5 ゆへ也」とて被フ泣ければ、善知識の聖も哀に

6 被フ思けれ共、我さへ心弱ハラフては不ハ叶ハセとや被フ思劍、

7 涙リをし拭ハシメ、さらぬ体ハカラクにもてないて、「誠にさこそは

8 思食れ候ラン。受ケ生ヲさせ給てより以来、一天

八十六ウ1 君の御外戚ヨウガイにて丞相位ヨウショウイに至らせ給候ぬ。昔

2 もためし少ハラフ。今又かゝる御目に合給ハラフも、只先

3 世の宿業也。世ハも人ハをも、神ハも仏ハをも、

4 不ハ可ハ恨ハラフ思召ハス。大梵王宮深禪定樂ハシマツジヤウ、思ハへはほと

5 なし。況電光朝露の下界の命にをひてを

6 や。忉利天の億千歳、只如ハ夢。卅九年をすく

7 させ給ひけんも、纔に一時の間也。誰か嘗ハヌメたりし

8 不老不死藥ハラハス、誰か保ハサウエイたりし東父西母カガ命。秦始

皇極カクセキ奢ハラフしも、遂には驪山リの墓ツバに埋れ、漢

武帝の惜ハラフ命給ひしも、同ハナツ杜陵の苔ハラフに朽ハラフに

き。『生ある者は必滅ハスミツル、釈尊未ハタハタ免ハセ梅檀煙ハマダク給ハセ』

4 樂尽ハラフて悲来る。天人猶アヘリ逢ハセ五衰日ハタハタ』とこそ承

5 はれ。されば仏は『我心自空、罪福無主、歎心無心、ハラフ』

6 法不住法ハラフ』とて、善も惡も空ハラフ也と觀するか、正

7 しう仏の御心に相叶事也。いかなれば弥陀如來

8 は五劫か間思惟して、誠に難ハラフ発願ハセを發し

八十七ウ1 生死に輪廻して、入宝山ハシマツジヤウて空ムナ手せん事、恨

3 中恨、愚なるか中の口惜事には、思召ハスれ候は

2 死にましますに、いかなる我等なれば、億ハチ万劫か間

1 中恨、愚なるか中の口惜事には、思召ハスれ候は

4 食ハラフすや。今は努ハラフ余念ハラフを不可ハハス思食ハス』とて、鐘打

5 鳴ハラフ、念佛ハラフめ奉る。大臣殿可ハラフ然善知識と思

6 食ハラフて、忽翻ハラフ妄念ハラフ、向ハシマツ西合ハラフ手ハラフ、高声ハラフに念佛ハラフ

7 給処ハラフに、橘右馬允公長ハシマツヨウマウニシマツ、太刀ハラフを引ハラフそはめ、左の

8 方より大臣殿の御背ハラフに立ハラフまはり、既奉ハラフ切ハラフらん

2 としければ、大臣殿留ハラフ念佛ハラフ、乱合掌ハラフ「右衛門督ハサウエイモンも

1 已ハシマツか」と宣ハスけるこそ哀なれ。公長後ハラフへよるかと見

八十八オ1 已ハシマツか」と宣ハスけるこそ哀なれ。公長後ハラフへよるかと見

えしかは、頸は前へそ落にける。此公長と申は
平家相伝の家人也。中にも新中納言知
盛卿に朝夕祇候の侍也。「世をへつらふ習
と云なから、無下に情なかりける物哉」と那人
皆懲愧しける。右衛門督(下に)をも、如先鐘打鳴
戒たもたせ奉り、右衛門督、善知識に向て
八十八ウ1 宣けるは、「扱も大臣殿の御最期いかゝ御座候つる
2 やらん」と宣へは、「日出度(アシ)御座候つる。御心安(アシ)
思
3 食候へ」と被レ申ければ、「扱は憂世に無思置事」。
4 さらはきれ」とてきらせらる。今度は堀弥太郎
5 親絆切(ツル)けり。むくろをは公長か沙汰として
6 親子一穴にそ埋(ツラ)ける。是は大臣殿の余に罪
7 深宣(ツル)けるによて也。同廿三日、武士共三条河
8 原に出向(ツル)て、頸共請取。東洞院を北へ渡て
八十九オ1 獄門の左の樗木にそかけたりける。昔より
2 卿相の位に至る人の頸、大路を被レ渡事
3 異国には其例もや有らん、我朝には未(スレ)聞
4 先蹤。平治に信頼は悪行人たりしかは、被レ
刎(カウヘラ)頭(カウヘラ)たりしか共、大路をは不レ被レ渡。平家に

6 とてそ被レ渡ける。西国より帰(ツ)ては生(イキ)て六条を
7 東へ被レ渡、東国より上(ツ)ては死(マチ)て三条を西へ
8 被レ渡。生ての恥、死ての恥、何レもをとらさりけり。
八十九ウ1 2 慶長拾年八月吉日
喜福内匠助

付記

愛知県立大学付属図書館蔵の慶長書写『平家物語』の翻刻を始めてから十年の歳月が経過しました。当初、私は愛知県立大学在任中に完成したいと考えていました。が、諸般の事情で計画どおり進まず、卷第九を愛知県立大学『説林』第46号に掲載した後、一昨年三月に退職しました。その間、『国文学年次別論文集』(朋文出版、学術文献刊行会)にも各巻ごとに再録され、卷第六まで進んだ時に佐伯真一氏によりこの本文が京師本の特徴を有することを指摘されました。そして、卷第四以降の巻末に「喜福内匠助・慶長拾年八月吉日」という識語があり、価値のある古写本として同氏により『文学・語学』(全国大学国語国文学会編)第156号の研究展望に紹介されました。また、本書のことは同氏の校注による三弥井文庫『平家物語』(平成十二年刊行)下巻の解説にも取り上げられています。

このような事情もあり、私は以後勤務することになった岐阜聖徳学園大学教育学部の国語国文学会の皆さんにお願いして、昨年巻第十を、また本年巻第十一を、本誌に掲載させていただくことにしました。なお、この稿のファイルの作成と校正には平成十三年度国語学演習に参加した学生（三年生）の皆さんの協力を得ました。ここに記して御礼申しあげます。

このような事情もあり、私は以後勤務することになった岐阜聖徳

行会〉再録】

卷第五 愛知県立大学『説林』 第41号、平成五年二月刊行。

【『国文学年次別論文集』 平成五年、〈朋文出版、学術文献刊行会〉再録】

卷第六 「愛知県立大学文学部論集」（国文学科編） 第44号、

平成八年二月刊行。

【『国文学年次別論文集』 平成八年、〈朋文出版、学術文献刊

行会〉再録】

卷第七 愛知県立大学『説林』 第44号、平成八年三月刊行。

【『国文学年次別論文集』 平成八年、〈朋文出版、学術文献刊

行会〉再録】

卷第八 「愛知県立大学文学部論集」（国文学科編） 第45号、

平成九年八月刊行。

【『国文学年次別論文集』 平成九年、〈朋文出版、学術文献刊

行会〉再録】

卷第九 愛知県立大学『説林』 第46号、平成十年三月刊行。

【『国文学年次別論文集』 平成十年、〈朋文出版、学術文献刊

行会〉再録】

卷第四 「愛知県立大学文学部論集」（国文学科編） 第40号、

平成四年二月刊行。

【『国文学年次別論文集』 平成四年、〈朋文出版、学術文献刊

行会〉再録】

【『国文学年次別論文集』 平成四年、〈朋文出版、学術文献刊

行会〉再録】